

SATO社会保険労務士法人

News Letter

2018年9月号
(No.111)



～今月の特集～

1. 社会保険の随時改定（月額変更）における年間平均保険者算定の取扱いについて
2. 年金機構のマイナンバー未収録者一覧について
3. 障害者雇用・男性育休取得・休職者の職場復帰について



1. 社会保険の随時改定（月額変更）における年間平均保険者算定の取扱いについて

NewsLetter3月号（No.99）でお知らせいたしました随時改定（月額変更）における年間平均保険者算定の取り扱いについて、平成30年10月改定以降の月額変更から適用開始となります。

■確認手順

- ① 通常の随時改定の計算方法により算出した標準報酬月額。
- ② 昇給（降給）月以後3か月間の固定的賃金の月平均額+昇給（降給）月前9か月間及び昇給（降給）月以後3か月間の非固定的賃金の月平均額

- ③ ①と②間に2等級以上の差がある場合は④へ。
2等級以上の差がない場合は不該当のため、①にて通常月額変更を行う。
- ④ 現在の標準報酬月額と②の間に1等級以上の差がある場合、随時改定の年間平均の届出ができます。

但し、年間平均の適用は、業務の性質上例年差が発生することが見込まれる（※1）場合に限られます。（定時決定の年間平均と同様）

また、届出方法につきましても、定時決定の年間平均と同様に、月額変更届の備考欄に年間平均の旨を記載するとともに、申立書・同意書が必要となります。

（※1）「業務の性質上例年発生することが見込まれる」の意味は？

業種や職種の特性上、基本的に特定の3か月が繁忙期に当たるため当該期間中の残業手当等が他の期間と比べて多く支給されることなどを理由として、例年季節的な報酬変動の起こることが想定されること。

例えば、定期昇給とは別の単年度のみの特別な昇給による改定、例年発生しないが業務の一時的な繁忙と昇給時期との重複による改定や、転居に伴う通勤手当の支給による改定等は、随時改定における年間平均の対象外。なお、産前産後休業や育児休業を終了した際の月額変更も対象外。

2. 年金機構のマイナンバー未収録者一覧について

日本年金機構では、平成30年3月から住民票の異動情報を取得することにより氏名・住所変更届等の省略を開始しており、個人番号（マイナンバー）と基礎年金番号を結びつける取組を進めていますが、未だマイナンバーと基礎年金番号が結びついていな

い被保険者がいる事業主に対して、平成30年8月下旬に「マイナンバー未収録者一覧」の送付を行っております。（未収録者がいない事業所には送付されません。また、対象者は厚生年金保険被保険者のみであり、被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）は対象外です。）

SATO社会保険労務士法人にて届出の対応をしておりますので、年金機構から「マイナンバー未収録者一覧」の送付があった場合はご相談ください。



3. 障害者雇用・男性育休取得・休職者の職場復帰について

先日、国や地方の行政機関の大半で、障害者の雇用数を水増ししていたことが明らかになりました。

昨年12月に公表された、平成29年度の国や地方の行政機関の法定雇用率は2.3%、実績は2.53%とされており、これに対し民間企業の法定雇用率は2%、実績は1.97%で、法定雇用率2%を達成した民間企業は50%となっており過去最高の実績でした。

障害者雇用と肩を並べ国が推進している男性育休率は、直近3年間で2.65%（平成27年度）から5.14%（平成29年度）へと伸びを見せ、こちらも過去最高となりました。ただし男性育休については5日未満の取得が最も多く、2週間未満が7割を占めており、育休視点の男女共同参画はまだこれからと言えます。

障害者雇用・男性育休取得についてはいずれも助成金制度があり、この他になんらかの傷病で障害を負った方の職場復帰についても助成金があります。最近これらの助成金制度が広く知られてきたことも障害者雇用・男性育休取得の増加の理由の一つと考えられます。

また、助成金の対象とならずとも、うつ・適応障害等こころの傷病も近年増えており、休職された方の復職について事業所としては適切なサポートや働く環境づくりが求められることでしょう。

障害者や復職者が働きやすい社会の実現は、簡単ではありませんが大切なことです。この機会に皆様も障害者雇用への取り組み・障害を持つお客様への思いやりサービス・復職者を迎える環境の整備そして障害者・休職者そのものについて調べたり考えたりしてみたいはいかがでしょうか



2018年9月6日午前3時頃、北海道胆振地方中部で最大震度7の地震が発生しました。道内全域で停電が発生したため、地震当日と翌日9月7日は弊社札幌オフィスも停電により業務を停止、職員は自宅待機となりました。

弊社の職員にけが人はなく、札幌オフィス内では室内の観葉植物が倒れた程度であり、被害は無いと言っても良い状況です。

9月10日からは札幌オフィスでも通常業務を開始しております。

皆様にはご迷惑をお掛けいたしました。ご理解ご厚情をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。



【発行元】
SATO社会保険労務士法人
東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚3-32-1
大塚S&Sビル5階
TEL: (03)
6831-3310